

第1回新市建設計画小委員会

日時 平成16年4月16日（金）
第1回合併協議会開催時
場所 名寄市民文化センター

1 開 会

2 議 事

(1) 委員長・副委員長の選出について

3 閉 会

新市建設計画小委員会の役割について

新市建設計画作成の進め方

新市将来構想と新市建設計画の関係

「新市建設計画」の作成に向けては、まず合併を行った場合のまちづくりの理念や将来都市像などの新市のビジョンを示す骨子（基本方針）を新市将来構想という形でとりまとめることから始まります。

新市建設計画とは

- ・ 合併に際し、住民や議会に対して合併市町村の将来に対するビジョンを示し合併の適否の判断材料となるものであり、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。
- ・ 合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、新市建設計画の作成が前提となります。
- ・ 計画に盛り込む内容は、新市の事業はもとより、道が実施する事業も含まれます。
- ・ 計画の作成、変更にあたっては、知事への協議・同意が必要です。

新市建設計画の内容

合併特例法第5条第1項に計画に盛り込むべき事項が例示されています。

新市建設の基本方針

新市が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項等について定めます。

新市建設の根幹となるべき事業に関する事項

新市建設の基本方針を実現するための事業（新市及び道の事業）について、その根本的な事項を定めます。合併特例債等の財政措置を受けることを予定している事業については、特に明確にしておくことが望まれます。

公共的施設の統合整備に関する事項

新市の公共的施設の統合整備の考え方について定めます。

新市の財政計画

合併後、概ね5～10年程度の期間について財政計画を定めます。

検討の流れ

